



小・中学生の学習内容から考える

部 落 差 別 に つ い て



「同和問題」「部落差別」って
よくわからないな。
今もある問題なのかな。



昔勉強したままだからな。
今はどう勉強してるのかな。


同和教育が始まったころと現在では、部落差別についての学習内容がずいぶん変化してきました。

また、「部落差別について学習してこなかった」という若者の声も聞きます。

そこで、小・中学生の学習内容をもとに、部落差別についての基本を整理してみました。



**部落差別をなくすのは、
私たち一人一人です。**



長野県教育委員会

1 中世の文化を支えた河原者^{かわらもの}

河原者

- ・庭造り、井戸掘り、皮なめし、芸能などに従事した人々。
- ・優れた技術者として文化を支えた。
- ・善阿弥（庭造り）、観阿弥・世阿弥（能楽）など。

河原者などへの「けがれ」意識

- ・人々は、それまでの状態に変化が生じること、たとえば自然災害・死・出血・火事・犯罪を「けがれ」としておそれた。
- ・河原者と呼ばれた人々は、「けがれ」を清める役割を担った。
- ・人々は河原者を畏怖したが、同時に異質な存在とした。

解説



河原者には、足利義満の保護を受けた能の観阿弥・世阿弥親子、義政から庇護を受けた作庭家の善阿弥など、室町文化を担い、後世にもその名を知られた人々がいます。河原者をはじめとする中世の被差別民は、御所・寺社などの「聖」とされた場の清掃、葬送をしました。また、斃牛馬（死牛馬）処理などの死穢、生理などの血穢、「らい病（※）」の病穢などの「けがれ」を清める

役割や、呪術的芸能による祓いの役割を担っていました。

彼らは、「けがれ」を清める特殊な能力を持つ者として、「畏怖・畏敬」の念を持たれながらも、「けがれ」に触れるものとして「わたしたちとは違う存在」と敬遠されました。そして、次第に民衆のけがれ意識が強くなり、それと同時に「畏怖・畏敬」の念は薄れ、次第に排除されていったと考えられます。

県内のいくつかの祭りには、神楽や獅子舞を先導し、通る道を帚^{ほうき}ではくキヨメ役（「けがれ」を清める役）が残っています。

※現在ではハンセン病といいます。過去の隔離政策や病気への不理解により、いまだに苦しんでいる方もいます。



2 近世の差別構造

豊臣秀吉の刀狩

- ・百姓は原則として刀や槍などの武器を持たないようにした。
- ・刀狩と検地により、武士と百姓を区別しようとした。(兵農分離)

江戸時代の支配構造と差別

- ・幕府は兵農分離をさらにすすめた。
- ・武士と百姓・町人の身分を分け、固定化をすすめた。
- ・その過程で、百姓や町人に加えられず、百姓や町人からも差別された人々が生み出された。

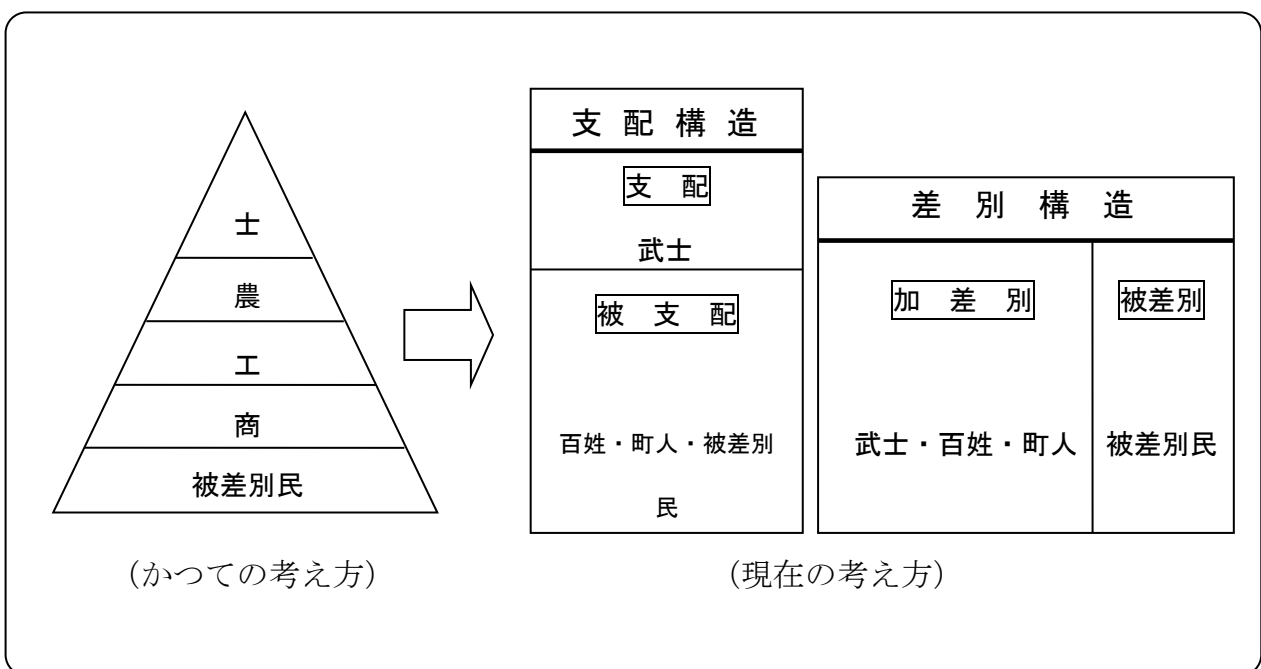
解説

戦国時代は、戦のための武具や馬具を作る技術者集団が必要で、皮革を生業とする「かわた」と呼ばれる人々も戦国大名に従っていました。

また、戦国時代は「下剋上」に代表されるように、身分そのものがはっきりと固定されていませんでした。

江戸時代になり、町に住む人々は「町人」、村に住む人々は「百姓」と身分が固定されていきます。その過程で、「かわた」などと呼ばれた人々は、「百姓」や「町人」に加えられず、「百姓」や「町人」からも差別されました。

差別された人々は、以前はピラミッドの最下層に位置づけられた図で説明されていましたが、この図では当時の社会構造は説明できないことが、最近の研究で指摘されています。



3 差別された人々の生活

けがれ意識

- ・中世からのけがれ意識が残った。それにかかわる人々が差別された。
- ・社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたにもかかわらず差別された。

「えた」と呼ばれた人々

- ・皮革の製造、雪駄せつたなどの草履ぞうりづくり、竹細工、芸能などを営んだ。
- ・農林漁業を営み年貢を納める人々もいた。
- ・町や村の警備や牢番などに従事した。

「ひにん」と呼ばれた人々

- ・町や村の警備、芸能などに従事した。

多様な被差別民

- ・差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していた。

解説

かつて「えた」身分、「ひにん」身分は、江戸幕府が作りだした身分といわれましたが、現在の研究では、中世からの民衆の差別意識を幕府や藩が利用したと考えられています。

差別してしまう意識は、私たちだれにでもあるのではないかという認識に立って学んでいくことが大切です。

信州の差別された人々の生業と役割

生業	役割
農業（年貢も納めていた）	町や村の警備
皮革業（武具・太鼓づくりなど）	牢番
草履の製造・販売	処刑
竹細工・竹おさ <small>はた</small> （機織りに使う用具）の製造販売	城や寺社の掃除
灯芯 <small>とうしん</small> の製造・販売	皮の上納（斃牛馬処理権を持つ）
芸能（ささら、万歳、猿回し、春駒など）	火消し
医薬業	
操船業	
など	など

このような生業や役割をする中で、旦那場だんなばという見回りの範囲から一把稲いちわいねを得ていたため、従来言われたような「極端な貧困」の中におかれたのではなく、差別されながらもたくましく生活していたと考えられています。



4 『解体新書』ができるまで



(『解体新書』: 大江医家史料館蔵)

『解体新書』

- ・杉田玄白・前野良沢らは、解剖に立ち会い、オランダ語の解剖書と見比べ、その正確さに驚き、この本を翻訳することにした。
- ・実際の解剖は、当時「えた」と呼ばれ差別された身分の人が行い、その知識が玄白らを刺激した。

蘭学事始

(1815年(文化12年)、杉田玄白(83歳)が蘭学草創の当時を回想して記し、大槻玄沢に送った手記。)

さて、腑分けのことは、「えた」の虎松という者がすぐれていると聞きましたので、たのんでおいたところ、その日はあいにく急病のようで、代わりにその祖父で年は90歳という老人が行うことになりました。老人は若いときから腑分けを何度か行ったと話してくれました。

その日も、老人は、あれこれと指し示しては、「これは心臓でございます。そして、これは、肝臓、これは胃であります。」などと説明してくれました。また「これは名前は知りませんが、自分は若い頃から数体を手がけましたが、どの内臓を見てもここにはこのようなものが、あそこにはあのようなものが必ずあります。」などと言って、わたしたちに示してくれました。

わたしたちは、オランダ語の解剖書と照らしあわせてみたところ、それは後に動脈の一部であったり小腎であったりすることが分かりました。また、一つとしてその図とちがっているものはなく、まったく同じであることにおどろきました。

(『蘭学事始』杉田玄白著 岩波文庫 から意識)

解説

これまで、江戸時代の被差別民については、苦しさや貧しさが強調されてきました。

しかし、現在の教科書には、「高度な技術」「専門的な技能」で当時の生産・流通、伝統文化を担い、「社会を支えた」ことが掲載されています。

子どもたちは、きびしく差別された人々の、たくましく誇りある生き方を学びます。

5 別段触書と渋染一揆

触れ書き

- ・江戸時代に幕府や藩が出した法令。
- ・財政立て直しの儉約令、身分統制の取締令など。

渋染一揆

- ・岡山藩が 1855（安政 2）年に出した儉約令に対して差別された人々が起こした一揆。
- ・差別された人々を対象とした触れが別に加えられ、彼らは「百姓と同じように年貢を納めているのに、あまりにもひどい」と立ち上がった。
- ・53 か村の村から 1000 人を超える人々が役所に押しかけ、別に出された触れを取り下げさせた。

解説

江戸時代中期以降、幕府や藩は、秩序維持のため百姓・町人に対して様々な規制をかけるとともに、被差別民に対しても様々な規制をかけました。例えば小諸藩で、1738 年に出された取締令には「百姓町人に対して無礼のないように」などと指示されています。

岡山藩の 1855 年に出された儉約令では、百姓・町人への儉約令に加えて、差別された人々を対象とした条文がつけ加えられました。明確に身分を分けていきたい意図が見えます。

（百姓・町人に対して）

- 一．男女とも衣類は木綿にきなさい。また、目立つような染色はしてはいけない。
- 一．髪の上などに櫛やかんざしなど目立つ物をしてはいけない。 など

（差別された人々に対して）

- 一．着るものは無地の渋染（柿色）か藍染（青色）に限る。新しく作る時も渋染・藍染以外はいけない。
- 一．雨の時には、村内では下駄をはくことを許すが、知り合いの百姓に出会った時は、下駄をぬいであいさつをすること。また、他の村へ出かける時は裸足とすること。
- 一．年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨がさをさすことを許す。 など

それに対し、差別された人々は、1856 年（安政 3 年）に嘆願書を出します。

- 一．自分たちは田畑を耕し、年貢を納めているのですから、百姓と差を付けられるのはおかしいです。
- 一．このようなお触れを出されては、働く意欲を失い、田畑は荒れて年貢を納められなくなってしまう。 など

嘆願書からは、差別された人々が、百姓同様に年貢を納め、役を務めてきたことに誇りを持って生活していたことが読み取れます。この一揆では、「別段触書」は取り下げられました。しかし、12 名が捕縛され、その後 6 名は釈放されましたが、6 名は牢内で死亡しました。

子どもたちは、差別された人々が、命の危険も顧みず、百姓と同等の扱いを求めて行動した姿勢や生き方を学びます。

6 差別からの解放運動

「解放令」(明治4年8月28日太政官布告) (1871(明治4)年)

・江戸時代に差別された人々は「身分職業共平民同様」とされた。

「解放令」への意識

・多くの場合、差別された人々は「解放令」を歓迎した。

・かつての百姓・町人には「解放令」に反対する人も多く、「解放令」反対一揆も起こった。

差別された人々の厳しい生活

・「解放令」以降、職業上の権利を失う。

・新たに税を課された。

解放運動

・「解放令」をよりどころに、差別からの解放の運動が起こった。

解説

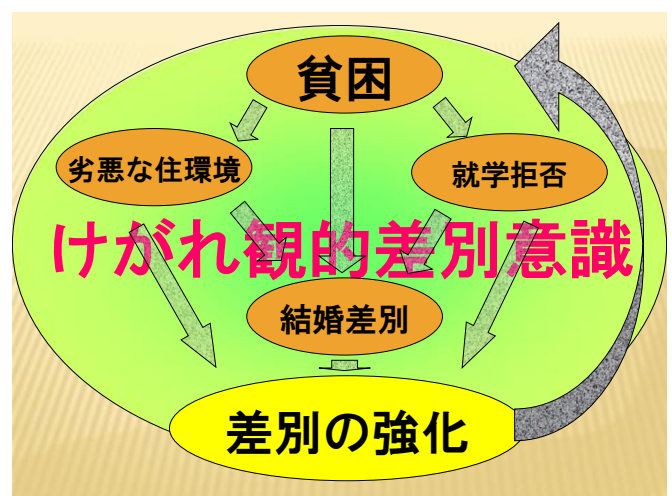
「解放令」により、制度的には江戸時代からの身分制度が廃止され、異なる身分間での結婚や職業選択の自由などが認められました。

「解放令」は差別された人々には喜んで迎えられましたが、それまで被差別部落を蔑視してきた百姓・町人は被差別部落の人々と同じ扱いをされることに不満を持ち、「解放令」反対一揆などを起こしました。

また、「平民同様」となったということは、それまでの斃牛馬処理権などの権利が奪われ、無税だった屋敷地が課税されることなどを意味しました。新政府は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、結婚・就職・就学・住居などに関する差別は根強く残りました。

すなわち、民衆の中にある「けがれ観」による差別意識がなくならないまま、「解放令」後の貧困が、劣悪な住環境や就学拒否、結婚差別を生み、それが差別の強化につながるという、悪循環を生んでいきました。

差別された人々は、村の祭礼に参加することを要求したり、村の選挙と一緒に参加させてほしいと要求したりし、実現を見るものも地域によっては出てきています。しかし、それらの運動は一部に限られ被差別民衆全体には広まりませんでした。当事者としての大きな動きは「水平社運動」を待つこととなります。



7 水平社の運動

全国水平社（水平社運動）

- ・大正デモクラシーの流れの中で、「部落差別は自らが立ち上がらないと解決しない」と、1922（大正 11）年に、結成した。
- ・差別からの解放と自由・平等をめざす運動をすすめた。

解説

「水平社宣言」は、日本で初めての「人権宣言」といわれています。

子どもたちは、当時の民主主義を求める動きや、さまざまな差別の解消を求める運動を学びます。

全国水平社創立大会では、当時 16 歳の山田少年が、「差別をなくしましょう。そして、差別のない新しい世の中にしましょう。」と呼びかけました。

子どもたちは、自分たちに近い年齢の少年の訴えに、差別と闘う力強い意思を学びます。

宣 言

全国に散在する吾が特殊部落民よ、
長い間、蔑まれて来た兄弟よ、
過去半世紀間に標々なる方法と、
多くの人々によってなされた吾等の為めの運動が、
何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、
夫等のすべてが吾々によって、
又他の人々によって毎に人間を冒瀆されて来た翻であつたのだ。
そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動は、
かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、
此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、
寧ろ必然である。

兄弟よ、吾等の祖先は自由、平等の信仰者であり、
實行者であつた。
陋劣なる階級政治の犠牲者であり、
あり勇らしき産業的殉教者であつたのだ。
ケモノの皮剥ぐ鞭として、
生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、
ケモノの心臓を強く代償として、
嗚い人間の心臓を引裂かれ、
そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた時は、
夜の悪夢のうちにも、
なほ誇り得る人間の血は、
涸れずにあつた。
そうだ、そして吾々は、
この血を帯けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。
犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。
殉教者が、その烈冠を祀られる時が来たのだ。

吾々は、
かならず卑屈なる言葉と法則なる行爲によって、
祖先を辱め、
人間を冒瀆してはならぬ。
そして、
心から人生の冷たさが、
何んかに冷たいか、
人間を動かす事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、
心から人生の熱と光を願求継続するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、
人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

長野県では、1924 年（大正 13 年）に小諸の高砂座で 500 人余りの参加者を得て、長野県水平社が結成されました。

その後、差別との闘いは、被差別部落の人々自身による運動として、組織的に展開されるようになりました。

水平社は各地で起きた差別事件に立ち向かい、また、被差別部落の子どもたちの教育にも力を注ぎました。

しかし、第二次世界大戦の中でその活動は弾圧されました。

長野県水平社創立大会（1924.4.23）小諸町



8 憲法と平等権

日本国憲法第 14 条

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」

解説

1947 年（昭和 22 年）5 月 3 日、日本国憲法が施行されました。この憲法では、国民主権、平和主義とならび、基本的人権の尊重を原則とし、私たち一人一人が平等に人間らしく生きる権利を「侵すことのできない永久の権利」として大切にしていこうと述べられています。戦争の中で弾圧された差別との闘いの運動も、1946（昭和 21）年、部落解放全国委員会が結成されることで再び活発になりました。

9 部落差別の解消に向けて

残る差別

- ・明治の「解放令」以降も、就職、教育、結婚などで差別が解消することなく続いた。

同和対策審議会の答申（1965（昭和 40）年）

- ・「部落差別をなくすことが国の責務であり、国民の課題である」と指摘した。
- ・答申をもとに、被差別部落の生活の改善が推進された。

同和対策事業特別措置法（1969（昭和 44）年 ～ 1982（昭和 57）年）

地域改善対策特別措置法（1982（昭和 57）年 ～ 1987（昭和 62）年）

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987（昭和 62）年）

- ・2002（平成 14）年、生活改善などの行政特別措置は終了することになった。

（地対財特法の失効）

部落差別の解消に向けて

- ・法律の失効は、差別がなくなったことを意味するものではなく、これからも人権教育や啓発活動を通じて、差別のない社会づくりが求められている。

解説

同和対策審議会の答申を受けて、1969 年（昭和 44 年）、国は同和対策事業特別措置法を施行しました。

この法律は、「解放令」以来なされていなかった、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実、人権相談活動の充実などを同和地区に措置をするというものでした。この法律によって、同和地区の環境は、一定の改善が見られたとして、2002 年（平

<同和対策審議会答申 前文>

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

成 14 年) に終了しました。

しかし、このことは同和問題が解消したことを意味するものではありません。

県民の意識調査等を見る限り、同和地区の人々に対する差別意識が解消に至っているとはいえません。また、現在も差別はがきや差別問い合わせなどがあります。

1996年(平成8年)の(特別措置法後の方策についての)地域改善対策協議会の意見具申は、

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。

と述べています。差別がある限り、国の責務とともに国民の課題として私たちは部落差別の解消に向け、行動しなければなりません。

2000年(平成12年)には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育・啓発の推進に関する法律」が策定されました。この法律に基づき、国の人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

〈人権教育・啓発の推進に関する法律〉 (2000(平成12)年)

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

〈人権教育・啓発に関する基本計画〉 (2002(平成14)年)

これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、取組を積極的に推進することとする。

〈部落差別の解消の推進に関する法律〉 (部落差別解消推進法)

(2016(平成28)年)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

2016年(平成28年)12月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現する

ことを目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。「目的」にも示されているように、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなどの事案、またインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。第五条には、部落差別の解消には教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されています。つまり、学校においては、部落差別問題について学習することの必要性が改めて示されたということです。小中学生だけでなく、高校生、大学生、社会人まで、一人ひとりが自分ごととして部落差別をなくすために何ができるか、考え、行動していくことが求められています。

差別をなくす取組は、差別されている人々のためだけにあるものではありません。私たちの社会をよくするためにあるのです。水平社宣言の「人の世に熱あれ、人間に光あれ」は、すべての人が尊重される社会の実現を願っています。

2018年（平成30年）10月 長野県教育委員会事務局 心の支援課

<参考文献>

「被差別部落の生活」（斎藤洋一著 同成社）

「新しい社会 6年」「新しい社会 歴史」「新しい社会 公民」（東京書籍）

「中学生の歴史」「中学生の公民」（帝国書院）

「小学校中学校社会 人権・同和教育基本資料」（東京書籍）

「同和問題学習資料集 そうだったのか」（愛媛県教育委員会）

「蘭学事始」（杉田玄白著 岩波文庫）

「人間に光あれ」（長野県水平社創立七十周年記念行事実行委員会編）

「小諸部落誌」（小諸部落誌刊行委員会）